

必ずご一読ください

春日市市民健康診査受診資格等調査同意書について

春日市民が、個別健診受診券や特定健診受診券を健診(検診)日に持参しなかった場合、当日に限り下記の手続きにて春日市へ受診資格等を照会することができます。

※予約時に個別検診受診券(オレンジ色)や特定健診受診券(ピンク色)を持参するようお伝えください。持っていないようであれば春日市健康課(092-501-1134)を案内してください。

【照会できる日時】

健診(検診)実施期間；令和8年7月1日～令和9年2月28日の8：30～17：00

※土日祝日および年末年始(12月29日～1月3日)を除く

【照会可能な項目】

整理番号・料金区分・南部該当・特定健診受診券番号・今年度の受診歴の有無

※後期高齢者健診の受診希望で、受診票を持参せず来院した場合は、福岡県後期高齢者医療広域連合(092-651-3111)へ。ただし、南部該当者であれば整理番号は請求時に必要なため春日市健康課へ照会をかけてください。

【照会の流れ】

①受診者記入欄(黒の太枠内)に記載してもらってください。

→その際に本人確認を行ってください。また、特定健診の受診希望者の場合、マイナ保険証等で「春日市国民健康保険」に加入しているか確認を必ずしてください。

②医療機関より、春日市健康課(092-501-1134)へ連絡してください。

③春日市健康課より、折り返し電話にて受診資格等を回答します。

④照会した内容を医療機関記入欄内に記載し、受診者へ今年度は同一項目の健診(検診)を受けないよう伝えてください。

【取り扱い注意事項】

- 健診(健診)当日に限り、同意書での照会をすることができます。後日の照会はできかねます。
- 記入された同意書(原本)は、翌月までに春日市健康課へ必ず送付してください。
※同意書記入後に本人が健診(検診)をキャンセルした等、いかなる理由があっても記入してもらった同意書(原本)は必ず送付をお願いします。
- 同意書はコピーして使用してください。